

事業 者 様

鳥取労働局登録教習機関  
(一社)鳥取県労働基準協会

## 令和 8 年度 「建築物石綿含有建材調査者講習」 (鳥取労働局登録第2号)の開催について

令和 3 年 4 月 1 日付けの石綿障害予防規則の改正により、建築物・工作物等の解体・改修の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物・工作物等の全ての材料について石綿等に使用の有無に係る事前調査を行わなければならない、この調査の実施者が、適切に調査を実施するための必要な知識を有する者であることが厚生労働大臣により定められました。

令和 5 年 10 月 1 日より、上記「必要な知識を有する者」として「建築物石綿含有建材調査者」が定められたことを受け、その資格取得のため、下記のとおり講習を実施いたします。

### 記

1. 受講定員 60 名 ※ 定員になり次第締切りますので、HP等で確認ください。

### 2. 講習日及び会場

講習日	会場
令和 8 年 12 月 17 日 (木)	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根529-2)
令和 8 年 12 月 18 日 (金)	

### 3. 講習日程

第1日	8:30 ~ 8:50 8:50 ~ 9:00 9:00 ~ 16:20	受付 事務局説明 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 (1H) 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 (1H) 石綿含有建材の建築図面調査 (4H) ( 昼食・休憩時間を含む )
第2日	9:00 ~ 16:20	現地調査の実際と留意点 (4H) 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 (1H) 修了考査 (1H) ( 昼食・休憩時間を含む )

### 【科目免除】

- A 石綿作業主任者技能講習を修了した者:建築物石綿含有建材調査に関する**基礎知識1**を免除
- B 工作物石綿事前調査に関する講義を受講した者(その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限る)及び工作物石綿事前調査者:建築物石綿含有建材調査に関する**基礎知識1**及び 同 2、**建築物石綿含有建材報告書の作成**を免除

※ 事前調査を行うために必要な知識及び技能を習得したかどうかを判定することと規定されていることを踏まえ、受講免除された科目があったとしても、修了考査については全ての科目について実施します。

#### 4. 受講資格について

別紙の番号1から12に該当する番号に○を付けて、添付書類(修了証・事業者証明等)を添えて申し込みしてください。

#### 5. 受講料について

(税込10%)		
受講料	テキスト代	合計
44,000円	5,280円	<b>49,280円</b>
33,000円	5,280円	<b>38,280円</b> (科目免除 B の方)

##### (1) 受講料の支払方法

・銀行振込 ( 振込済の写しを添付 ATM・インターネットバンキング可 ) 振込手数料は振込人負担

【振込先】 鳥取銀行/鳥取支店 普通預金 No. 0273223 シャ) トトリケンロウトウキジュンキョウカイ 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
--

・現金書留 ( 申込書と現金を同封 ) 送付先は下記の住所 当協会へ

#### 6. 受講申込み手続き

- (1) HPより申込書をダウンロードして記入し、受講料を納入し郵送してください。
- (2) 写真 (縦 3.0cm × 横 2.4cm) が2枚必要になります。  
申込書の右上の欄に糊付けしてください。  
(修了証明書用の写真は後ではがしますので軽く貼付)

#### 7. 受講申込み後の受講取消について

講習の1週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料は返金しませんのでご注意ください。

#### 8. 受講票について

受講申込者には、講習日の1週間前に「受講票」を郵送しますので、受講当日は必ず持参して講習開始10分前までに受付を済ませてください。

※ 修了考査(筆記試験)を実施しますので、筆記用具を携行してください。

#### 9. 修了考査について

- (1) 各科目の点数の合計100点をもって満点とし、全科目の得点が60点以上(又は60%以上)である場合を合格とします。
- (2) 修了考査に合格すると、修了証明書を交付します。
- (3) 修了考査に不合格となった場合は、再修了考査を受験するために「受講証明書」を交付します。  
ただし 修了考査を受験するためには、受講した日の属する年度の末日から2年を経過しないこと及び当協会を受講した者に限ります。

#### 10. インボイス制度について

ご希望があれば 請求書又は領収証を発行致しますので、申込書送付時等にお知らせください。

#### 11. 郵送先及び問い合わせ先

〒689-1112 鳥取市若葉台南1-17  
一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
登録番号 T5270005000526  
TEL 0857-52-7300 FAX 0857-52-7311